

令和5年度 「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」 調査結果（建設企業）

▶ 民間工事全般における工期設定の状況

民間工事の工期について

〈工期の設定方法〉「協議を通し、要望が受け入れられた」は、10ポイント増

工期設定の際、「注文者と協議を行い、要望も受け入れられることが多い」「注文者と協議を行い、要望も受け入れられることは少なくない」とする回答は、前年度より約 10 ポイント増加した(63.3%)。一方、「協議依頼しても応じてもらえない」「協議を行うが、要望は受け入れられないことが多い」とする回答は前年度よりも約 10 ポイント減少した(17.6%)。

〈参考〉 P23_Q1-2: 工期の設定方法(SA)

〈工期不足への対応〉「工程の合理化」や「工法変更」が増加傾向

工期不足への対応策としては、「休日出勤(58.5%)」、「作業員の増員(57.8%)」、「早出・残業(40.2%)」が3年連続で上位を占めた。一方で「工程の合理化(34.4%、前年度比 6.8 ポイント増)」、「工法変更(22.4%、前年度比 4.0 ポイント増)」など作業効率化による対応は年々増加傾向にある。

〈参考〉 P27_Q1-5: 工期不足に対応するために実施したこと(MA)

〈工程に影響を与える条件〉契約協議時に明示されなかった工事が全体の4割を占める

「(工期の)提案時、適切に明示されていない工事が多かったがそのまま締結した(20.8%)」、「提案時、適切に明示されていない工事があったが、協議を行い明示してもらった(22.2%)」など、契約協議時に適切に条件を明示されなかった工事が全体の4割を占めている。

〈参考〉 P29_Q1-7: 契約において工程に影響を与える条件の明示状況(SA)

現場閉所率・就労状況について

〈現場閉所率〉民間工事の4週8閉所の導入に課題

妥当だと思う現場閉所率は「4週8閉所」(55.8%)が最多であるが、実際の現場閉所率は「4週6閉所」(34.1%)が最も多かった。はじめに提案した(された)現場閉所率は、33.8%が「4週8閉所」としているのに対し、実際の現場閉所率を「4週8閉所」と回答したのは 20.6%にとどまっており、引き続き工期の適正化が求められる。また公共・民間工事でみると、公共工事を主とする企業と、民間発注工事を主とする企業とでは、「4週8閉所」の導入率に差がみられる。(公共工事がほとんど:37.6%、民間工事がほとんど:14.9%)

〈参考〉 P31_Q1-9a: はじめに提案した(された)現場閉所率 (SA) / P32_Q1-9b: 最終的な現場閉所率(SA) / P33_Q1-9c: 妥当だと思う現場閉所率(SA)

〈休日の取得状況〉週休2日(4週8休)は増加傾向

休日の取得状況に関し「4週8休」とする割合は、技術者は前年度比 9.5 ポイントの増加(21.2%)、技能者は前年度比 14.8 ポイントの増加(25.8%)など、改善傾向がみられた。一方で両者とも最も多い回答は「4週6休程度」であり、一層の工期の適正化が求められる。

〈参考〉 P34_Q1-10a-1: 平均的な休日の取得状況(技術者) (SA) / P35_Q1-10a-2: 付与したい休日日数(技術者) (SA) / P36_Q1-10b-1: 平均的な休日の取得状況(技能者) (SA) / P37_Q1-10b-2: 付与したい休日日数(技能者) (SA)

＜技術者・技能者の残業時間＞ 技能者に比べ、技術者の方が残業時間が長い傾向

技術者の月平均の残業時間が「45 時間以上」を超えている企業は 14.9%、技能者は 9.0%である。調査時点ではまだ猶予期間であった上限規制に対し、特別条項を超過する「技術者がいる」と答えた企業は 17.2%、「技能者がいる」と答えた企業は 4.7%にのぼった。

＜参考＞ P38.40_Q1-11ab-1: 月当たりの平均的な残業時間(技術者・技能者)(数量)／P42.46_Q1-12ab-1: 法定の時間外労働の上限と比較した場合の時間外労働の状況(技術者・技術者)(SA)／P44.48_Q1-12ab-3: 特別条項比較した場合の時間外労働の状況(技術者・技能者)(SA)

▶ 工期変更があった民間工事の概要

＜工期変更の提案者＞ 工期の提案状況は受注階層により異なる

受注者側から工期変更を提案したとする回答が、前年より 10 ポイント以上増え、66.7%となった。3社の内2社は、受注者から工期変更を提案していることとなる。ただし、次数の高い下請企業では、その割合は相対的にまだ小さく(38.5%)、受注階層により状況に差があることが分かる。

＜参考＞ P81_Q4-5-15: 工期変更の提案者(SA)

▶ 適正工期確保や生産性向上に向けた取組

＜適正工期に向けて必要なこと＞ 「注文者の理解」が引き続き求められている

適正工期の確保に向けて必要なこととして、「適切な準備期間、工事条件についての注文者の理解」、「休日確保等についての注文者の理解」が上位を占めた。適正工期を実現するためには、注文者の理解促進が依然として求められている。

＜参考＞ P94_Q6-5: 適正な工期設定のために必要だと思うこと(MA)

＜時間外労働削減に向けた取組＞ 労働時間の管理の徹底が大前提

時間外労働削減に向けた取組として、「労働時間管理の徹底(51.9%)」が半数以上を占め最も多い。次いで、「書類授受の省力化(45.5%)」、「IT ツールの活用効率化(43.6%)」が続いている。

＜参考＞ P96_Q6-7: 実施している長時間労働是正に資する取組(MA)

▶ 資材価格高騰への対応状況

＜契約変更条項の有無＞ 契約変更条項が「ない」場合が約5割

物価等の高騰に関する契約変更条項が「ほとんどない」「全てない」が全体の約5割を占めている。

＜参考＞ P118_Q7-1: 元請工事の契約における物価等の高騰に関する条項の有無(SA)

＜契約変更状況＞ 変更協議を行っても受け入れられない場合が多い

物価等の高騰で工事に影響が出た場合、4割以上の企業が「(注文者に)協議は依頼しない」「協議依頼しても応じてもらえない」と回答。

また、協議できたとしても、「全て契約変更が行われた」のは全体の約2割に留まった。

＜参考＞ P119_Q7-2: 物価等の影響を受けた工事における注文者に対する変更契約協議の申し出状況(SA)

＜参考＞ P120_Q7-3: 変更契約協議後の契約変更状況(SA)

【調査の概要】

調査対象	建設業法第 27 条の 37 の規定に基づく届出団体(116 団体)の各団体会員企業
調査時点	令和 6 年 1 月 1 日現在(令和 4 年 12 月以降に請け負った工事)
調査項目	主に民間工事について、工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無／工期の適正性／工期変更の理由／工期変更に伴い増加した工事費の負担／休日の取得状況／働き方改革・生産性向上に向けた取組 など
回答企業数	1,302 社(うち、有効回答企業数 1,276 社)